



4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

- 1 少子化対策の推進
- 2 健康づくりの推進
- 3 地域医療の充実
- 4 地域福祉の充実
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障がい者福祉の充実
- 7 社会保障の充実



基本方針

地域において安心して子どもを産み育てることができる社会を目指し、市民のライフスタイルに即した保育サービスや、地域ぐるみの子育て環境の充実を推進します。また、児童虐待への対応、出会いの場の創出など、子育て支援と一体となった少子化対策を積極的に推進します。

現況と課題

国の合計特殊出生率は低下の一途をたどっており、昭和49年には現在の人口維持に必要な「2.08」を下まわり、平成元年には「1.57」、さらには平成17年には、「1.26」にまで低下しています。平成18年には一時的に「1.32」に回復したものの、人口を維持するまでの回復には至っていません。

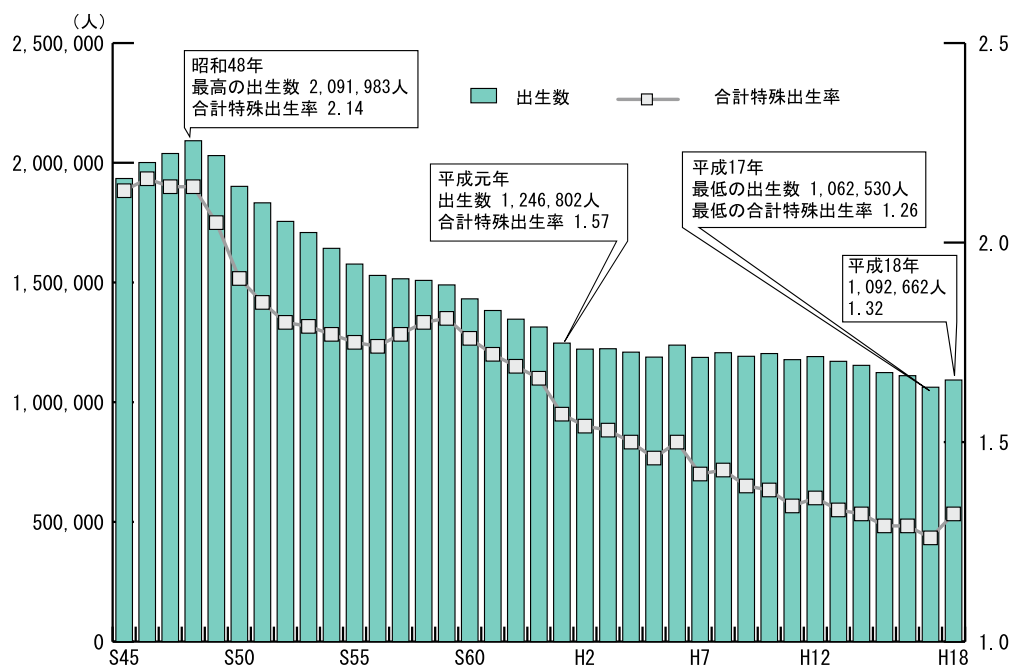
これら少子化の要因としては「晩婚化・未婚化の進展」「夫婦の出生力の低下」が指摘されており、その背景として結婚や出産に対する価値観の変化、子育ての負担感の増大、また、仕事と子育てが両立できる環境整備の遅れなどがあげられています。

少子化は社会保障負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティにおける活力低下などの経済的影響のほか、子どものコミュニケーション能力の減退や社会性の未発達・自立への影響などをもたらすとされており、大きな社会問題となっています。

このような状況を受けて、本市においても子育て支援の充実を図ってきましたが、今後は子育て支援だけでなく、産業振興による雇用の創出や新たな開発に伴う流入人口の確保などについても検討していく必要があります。

また、出会いの機会を求めている同世代の独身者に対する結婚対策が重要な課題です。

●出生数及び合計特殊出生率の年次推移（昭和45年～平成18年）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報局（平成18年人口動態統計月報（概数）の概況）

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■保育所待機児童数 民間保育施設新設を含め既存施設の増改修などにより、児童数枠の拡充を図り、待機児童ゼロを目指す。	41 人	0 人
■子育て応援企業登録数 本市内の企業において、男女が子育てしやすい職場環境を実現していくため、子育て応援企業の登録社数の拡大を目指す。	25 社	50 社
■放課後児童クラブ実施箇所数 各小学校区に一箇所以上の放課後児童クラブの実施を目指す。	8 箇所	12 箇所
■「市結婚相談員」による成婚組数 「市結婚相談員」の紹介などによる市民の成婚組数の増加を目指す。(累計値)	2 組	20 組

個別施策

1. 保育サービスの充実《4101》

- ・保育所については、民間保育補助を活用した民間での新規開所や既存保育園の増改修などにより待機児童の解消を図ります。
- ・保育所（園）の保育時間の拡大や、一時保育、乳児保育、障害児保育、病後児保育などの充実を図ります。
- ・子育て支援策の一環として、多子（3人以上）世帯への保育料の軽減などのサービスを検討します。

2. 子育て環境の充実《4102》

- ・子育て支援の総合的な指針である「市次世代育成支援地域行動計画」の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、適宜に見直しを行います。
- ・「子育て応援企業の登録制度」の推進を図り、仕事と子育ての両立支援や子育て支援を実施する企業、事業所の取り組みを支援するとともに、その活動を広く市民に周知します。
- ・地域における子育て支援の拠点を設置し、きめ細かなサービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- ・子どもの居場所づくりとして、福祉と教育の連携のもと、すべての小学校における放課後子どもプラン※の実施に努めます。

3. 多様な子育て支援の充実《4103》

- ・子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当や子育て奨励金などの各種サービス提供体制の拡充を図ります。
- ・誰もが希望に応じて不妊治療を受けられる環境の整備と支援に努めます。
- ・関係機関で構成する「市要保護児童対策地域協議会」において児童虐待についての情報を共有し、援助方法や施策を検討するとともに、発生予防、早期発見、早期対応など総合的な対応ができるよう努めます。

4. 出会いの場の創出《4104》

- ・「市結婚相談員」及び「連絡協議会」の活動を支援するとともに、石岡地方結婚相談所との連携を強化します。
- ・出会いの場の創出を図るため、お見合いパーティーなどを実施します。

※放課後子どもプラン：各市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施するもの。

基本方針

子どもの健やかな心身の育ちと、安心して子育てができるよう、きめ細かな子育ての支援の充実を図ります。

また、市民の誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、健康づくりを支援する保健サービスの充実に努めるとともに、市民の健康維持・増進を目的とした保健予防活動の充実を図ります。

現況と課題

女性を取り巻く環境の大きな変化に伴い、育児不安やストレスが増大する中、近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立など子育てに関わる親力・家庭力の低下や、潜在的な児童虐待など子どもの成長に関する様々な社会問題が発生してきました。

また、わが国では、高齢化が進む中、生活習慣病の増加と要介護者の増加、医療費の増大などが社会問題になっています。

そこで、母子保健においては、2006年「健やか親子21」において21世紀の母子保健の取り組む方向性と目標が示され、国民・関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画が策定されました。

今後は、乳幼児の命を守り、子どもの健やかな心身の育ちと子育ての支援の充実を図り、親子が笑顔で安心して過ごせる育児環境を整えるために、正しい情報を提供し、乳幼児が心身ともに健やかに育つための支援としての各種教室・相談の場の充実に努めていく必要があります。

また、親の育児不安を軽減し、安心して子育てができるように、訪問活動の充実や疾病・虐待の予防・早期発見・早期治療・支援を目的と

した乳幼児健診の充実と受診率の向上を目指していくことが大切です。

一方、健康づくりにおいては、平成15年によりよい環境の整備により個人の努力を支えていくことを健康増進の基本理念とした健康増進法が制定されました。

また、「健康日本21[※]」「健やか生活習慣国民運動[※]」「新健康フロンティア戦略[※]」など健康増進を目的とする運動が進められ、二次予防（疾病の早期発見・早期治療）から一次予防（健康増進・疾病予防）へ政策がシフトしています。

本市においても生活習慣病は年々増加しており、全国に比べて糖尿病・脳血管疾患・心臓病・腎疾患などの循環器疾患による死亡率が高い状況です。生活習慣病は個人の自覚と行動、それを支える環境の整備で改善・予防できることから「市健康増進計画」の策定を踏まえ、支援体制を整えていく必要があります。

また、食卓を通じた家族のふれあいの不足、小児期の肥満や思春期の過激なダイエット、食生活などに関する知識と理解の不足などが社会問題となっていることから、食育の推進を積極的に推進していく必要があります。

※健康日本21：21世紀における国民健康づくり運動のことで、2010年を目標とした具体的な目標を提示し、健康に関係するすべての団体・機関をはじめとして国民が一体となって健康づくりを推進する運動。

※健やか生活習慣国民運動：日常生活の中での適度な運動、健全な食生活、禁煙を生活習慣病予防の柱とし、こうした“健やかな生活習慣”の爽快感や気持ち良さを国民が実感することで行動変容をしていく新たな国民運動。

※新健康フロンティア戦略：今年から2016（H28）年度にかけて、国民の健康寿命の延命に向けた挑戦をするというもの。家族の役割や地域コミュニティの強化、技術革新をつうじて、病気を患っている人、障害のある人や高齢者も能力を活用して充実した人生を送るよう支援する。特に、高齢者については介護予防力をつけることをねらいとし、骨や関節、脊椎の痛みによる身体活動低下をふせぐとする。

施策の目標

■乳児家庭への訪問率

乳児の健全な育成環境を図るため、生後4ヵ月までに市内で誕生した乳児家庭への訪問率の向上を目指す。

現 況 (H19)

目 標 年 次 (H24)

13%
(H18 年度)



80%

■すべての乳幼児健診の受診率

1歳6か月児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率

乳幼児の健康保持と増進を図るため、すべての乳幼児健診の受診率向上を目指す。

85.5%
83.1%
(H18 年度旧3町村平均)



90%
90%

個別施策

1. 母親の保健対策《4201》

- ・母体や胎児の健康確保と妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担の拡充を図ります。
- ・母子訪問指導として生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育ての支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、助言を行うなど、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎます。
- ・保健センターを拠点として、親同士の仲間づくり・育児支援・児童虐待防止など様々な効果が期待される育児相談や各種教室の拡充を図ります。
- ・思春期の生徒が乳児とふれあう機会を提供することにより、命の尊さ、人を思いやる心や母性・父性を育みます。また、赤ちゃんの保護者から育児について話を聞くなど育児の喜びや大変さを学び取る機会を創出します。

2. 乳幼児の保健対策《4202》

- ・親子が受けてよかったと思われる健診を実施するため、健診方法や内容を検討し、受診率の向上に努めます。また、健診未受診者への対応として、ブックスタート※事業を活用した家庭訪問などを実施します。
- ・乳児健診から就学前までの健診において、虫歯予防に関する保健指導などを実施し、正しい歯科知識の普及に努めます。
- ・軽度発達障害対策としては、フォロー教室の充実を図るとともに、障がい児の早期発見・早期治療と支援ネットワークの構築により適切な相談・助言発達支援ができる環境を整えます。

3. 予防事業の推進《4203》

- ・健康増進施設の整備やヘルスロード※の活用など市民の健康増進を支援する環境づくりを進めます。
- ・一次予防（健康増進・疾病予防）の強化を図るため、「市健康増進計画」を策定し、それに基づいた事業の展開と評価、支援体制を構築します。
- ・健康寿命の延伸を図るため「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成に努めます。
- ・骨粗しょう症に関する知識の啓発を行い、正しい食生活と運動の普及に努めるとともに、骨粗しょう症検診を実施し、個々に応じた保健指導を行います。
- ・禁煙希望者への支援体制を整え、喫煙率の減少に努めます。
- ・成人期の健診体制の充実を図り、疾病予防のための保健指導対策を講じます。
- ・感染症に関する正しい知識の普及や乳幼児や高齢者など、年齢層に応じた予防接種の実施及び予防接種率の向上に努め、感染症の予防及び蔓延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を推進します。

※ブックスタート：「親子が絵本でよこびをわかちあおう。」という呼びかけで1992年にイギリスではじまった運動。

※ヘルスロード：ヘルスロードは、健康づくりのため、ウォーキングの推進を図るとともに、高齢社会を見据えて子どもからお年寄りまで、また障害のある人も安全に歩ける既存の道路を利用した散策コース。

4. 多様な保健事業の推進《4204》

- ・献血事業については、地方公共団体の責務となっている「献血に関する住民の理解、献血受入れを円滑にするための措置」に基づき血液事業を推進します。
- ・精神保健については、心の健康相談、心のケア、訪問事業の拡充を図るとともに、「障害者自立支援法」に基づき、精神障がいに対する偏見のない社会形成を推進するため、心の健康づくり、心のバリアフリー※化の教育・啓発の推進を図り、疾病に対する理解を深めます。

5. 食育の推進《4205》

- ・「健康日本 21」、「健康いばらき 21 プラン」の普及実践に努めるとともに、「県食育推進行動指針」に基づき、「市食育基本計画」を策定します。
- ・食に関する正しい知識を取得し、生活習慣病の予防や食生活の改善を積極的に促進するために、食育実践活動の推進に努めます。
- ・食品の安全性に関する情報提供、生産者と消費者の交流を促し、地産地消の推進を図ります。
- ・食生活改善推進員を通じて郷土料理の伝承と子どもから高齢者に対する栄養指導を含めた健康づくりを展開します。

6. 生活習慣病予防の充実《4206》

- ・循環器疾患の早期発見早期治療につなげるために、脳卒中・心筋梗塞などの初期症状について正しい知識を普及し、重症化・再発防止に努めます。
- ・健康な生活習慣を確立するため、成人期の健診体制の充実を図り、疾病の予防のための保健指導対策を講じます。
- ・8020 運動※を推進していくため、40～60 歳での節目歯科検診を実施し、歯周疾患対策の充実を図ります。

7. がん対策事業の充実《4207》

- ・がんの予防・早期発見の推進のため、検診機会の拡充、検診の質の向上を図り、効果的な検診の普及及びがん検診受診率の向上を図ります。
- ・市内医療機関との連携を図り、検診後の事後フォローがスムーズにいくようなシステムを図るなど、がん検診受診後の精度管理の徹底に努めます。

※バリアフリー：バリアフリーとは、「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。

※ 8020 運動：平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱した、「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動。



基本方針

市民が住みなれた地域で安心な暮らしを送れる信頼の医療を確保するため、市民の視点にたった医療を目指します。

また、地域医療の充実に努めるとともに、救急医療体制の強化を図ります。

現況と課題

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制が整えられ、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

とりわけ本市では、市民の身近な医療機関として市立の病院と診療所を運営し、より地域に密着した医療の提供に努めてきました。

しかし、急速な少子高齢化の進行や人口減少時代を迎えたことに加え、医療制度改革の遂行によって、公立病院は、存続そのものが危ぶまれる厳しい状況におかれています。

市立の病院もまた例外ではなく、直面するこれらの課題に対応するためには、運営形態の転換が必要との観点に立ち、平成20年4月より指定管理者制度の導入に至り、また、名称を「小美玉市医療センター」に改めました。

今後は、市民のニーズや時代に沿った医療サービスの提供に努めるとともに、地域の特性と民間の経営資源の活用による医療提供体制の充実を図っていく必要があります。

また、地域密着型の医療施設として白河診療所の充実を図っていく必要があります。

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■医療施設・救急医療体制の満足度 医療施設・救急医療体制に対する市民の満足度の向上を目指す。 (住民意識調査)	49.1%	50%
■市医療センターの診療科目 現在の診療科目の保持と新たな需要に応じた診療科目の増設を目指す。	10 科目	17 科目

個別施策

1. 医療施設関係機関相互の強化《4301》

- ・保健・福祉・医療の連携を図り、包括的医療体制の確立を推進します。
- ・予防からリハビリテーションまでを含めた地域医療の普及拡大に努めます。
- ・公的医療機関存続のため、医療スタッフの安定的な確保と育成に努めます。
- ・地域の特性を的確に捉え、その特性を生かした医療体制を模索します。
- ・市医療センターの施設整備及び医療機器の充実に努め、安定した医療を継続的に提供することに努めます。
- ・終末期医療の患者に対する在宅医療の充実に努めます。

2. 救急医療体制の充実強化《4302》

- ・休日・夜間の救急医療体制の充実強化に努めるとともに、地元医療機関のネットワーク化を図ります。
- ・他の医療機関との相互の連携を図るとともに、専門的緊急医療などにおける的確かつ迅速な医療提供体制を構築します。
- ・「県救急情報システム」や市医療センターのホームページなどの活用により、休祭日や夜間医療の周知に努めます。

3. 信頼できる医療の確保《4303》

- ・信頼できる医療を確保していくため、市民からの要望や意見などを確認するための体制整備を行うなど、市民意向を尊重した医療体制の構築を図ります。
- ・市民が安心して医療を受けることができるよう、医療従事者の資質の向上や医療安全対策の充実に努めます。



基本方針

地域住民を中心に自助・共助のバランスがとれた地域福祉の実現を目指し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進します。

そのため保健・医療・福祉の連携や地域ぐるみの助け合いを進め、地域ケアシステムの構築を目指します。

現況と課題

本格的な高齢社会が到来する中、介護を必要とする高齢者は年々増加していますが、一人暮らしの高齢者の増加、介護する家族の高齢化、女性の社会進出などに伴い、家族による介護は次第に困難な状況になってきました。

このような状況に対応するため、本市では在宅の介護や生活支援を必要とする市民に対し、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組みとして地域ケアシステム^{*}を推進してきました。

その間、介護保険制度の導入及び改正により、介護が必要な高齢者に対するサービスが制度化され、障がい者施策においても、障害者自立支援法の施行により対策が図られてきましたが、高齢者・障がい者が地域の中で、いきいきと暮らしていくためには、地域ぐるみの温かみのある福祉コミュニティは不可欠なものです。

現在は、近隣市町村の施設・病院・介護保険事業所とのネットワークを図りながら、より質の高い在宅ケアサービスを提供していくことを目的として、「地域ケア実務者会議」を開催していますが、サービス範囲が広域となったこと

などから、効率的な会議の運営方法についての検討が求められています。

また、平成18年度から稼働している「地域包括支援センター」との整合を図っていくことも必要です。

さらに、地域における高齢者・障がい者などに対する理解度を高めるための啓発活動を進めていく必要があります。

低所得者世帯の状況は、平成19年3月末現在で、被保護世帯は、228世帯、被保護人員290人、保護率5.4‰（パーミル）となっています。

保護の状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯及び傷病者世帯の割合が高くなっています。今後は、ケースワーカー^{*}による訪問指導などの充実を図るとともに、関係機関などとの連携を一層強化し、個々の世帯の状況に即した対応を継続的に進めていくことが必要です。

一方では、離婚件数が増加傾向にあり、ひとり親家庭が増え続けています。ひとり親家庭は、経済的に不安定な場合が多く、きめ細かな支援を必要としています。

●低所得者世帯の状況

	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率	世帯類型別被保護世帯数（世帯）				
				高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障がい者世帯	その他の世帯
H17年度	234世帯	298人	5.5‰	91	7	84	23	29
H18年度	228世帯	290人	5.4‰	102	7	76	26	17

資料：社会福祉課
※各年度3月

※地域ケアシステム：在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人一人に最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組み。

※ケースワーカー：生活困難者、高齢者、心身障がい者などの要援護者に対する処遇を検討する行政職員のこと。

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■3級ヘルパー取得者数 県民3級ヘルパー取得運動に基づき、中学生の3級取得を促進し、3級ヘルパー取得者数の拡大を目指す。(累計値)	389 人	800 人
■母子自立支援員数 母子家庭に対する相談体制を充実させるため、母子自立支援員の増員を目指す。	1 人	2 人

個別施策

1. 地域ケアシステムの充実《4401》

- ・本市における福祉の総合的な指針であるとともに、地域における福祉コミュニティづくりの指針となる「地域福祉計画」を策定します。
- ・在宅の要援護者^{*}に対して、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、「在宅ケアチーム」を編成し、地域社会全体で取り組む地域ケアシステムの構築を進めます。

2. ファミリーケアの推進《4402》

- ・医療機関関係者や地域の関係機関・団体の代表者で構成する「サービス調整会議」において、対象者一人ひとりにあった「在宅ケアチーム」を編成し、サービスを家族全体で捉えた「ファミリーケアプラン」を作成します。
- ・「地域ケア実務者会議」において民生委員・児童委員や関係機関などと情報交換のできるネットワークを構築し、適正なサービス提供に努めます。

3. 地域啓発活動の推進《4403》

- ・福祉サービスに対する偏見や世間体を気にする風潮を排し、必要な福祉サービスを受けられるよう地域社会の理解を深め、地域の人々の福祉意識の高揚に努めます。
- ・近隣の人々やボランティアの参加協力を得るため、必要に応じて座談会や広報活動を展開します。
- ・安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進するため、パンフレットの発行、県民3級ヘルパー取得運動の実施と活動、福祉講演会の開催など啓発活動を実践します。

4. 低所得者世帯への支援《4404》

- ・被保護世帯の実態に応じた処遇方針に基づき、ケースワーカーによる計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正実施に努めます。
- ・関係機関との連携により就労指導の徹底を図るとともに、生活困窮者に対する相談・指導体制の充実に努めます。

5. ひとり親家庭への支援《4405》

- ・民生委員・児童委員や関係機関協力のもと、ひとり親家庭にかかる諸問題に対し、有効に対処できるよう相談機能の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭に対して、生活基盤の安定を図るため、母子自立支援員の配置などに努めます。
- ・ひとり親家庭の自立の促進と福祉の向上を図るため、各種援護制度の周知・活用を図るとともに、援護の充実と子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

※要援護者：一人暮らし高齢者・高齢者世帯・認知症高齢者・寝たきり高齢者・要援護高齢者・身体・知的・精神障がい者・生活困窮者など

基本方針

高齢者が自立して、いきいきと暮らすことができるよう介護予防の視点による高齢者福祉サービスの再構築を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう生活全般にわたって支援を行うことを目的とした高齢者支援ネットワークの充実を図ります。

現況と課題

本市の65歳以上の人口は、平成19年10月1日現在で10,808人、高齢化率は20.0%の「高齢社会※」となっており、「超高齢社会」も間近に迫っています。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加傾向が顕著になっており、介護サービスを必要とする高齢者がますます増加することが予想されます。

今後は、地域包括支援センター※との連携により、高齢者などが可能な限り地域で自立した生活が送れるよう支援するとともに、介護予防活動の充実・包括的支援事業を進めることが重要です。

平成24年度からは、団塊の世代が高齢者となり、多くの高齢者が地域において長い高齢期を過ごすこととなります。このため、できるだけ長く健康でいきいきとした生活が送れるよう介護予防事業の充実・推進が喫緊の課題となっています。

また、高齢者人口の増加に伴い、「高齢者世帯」

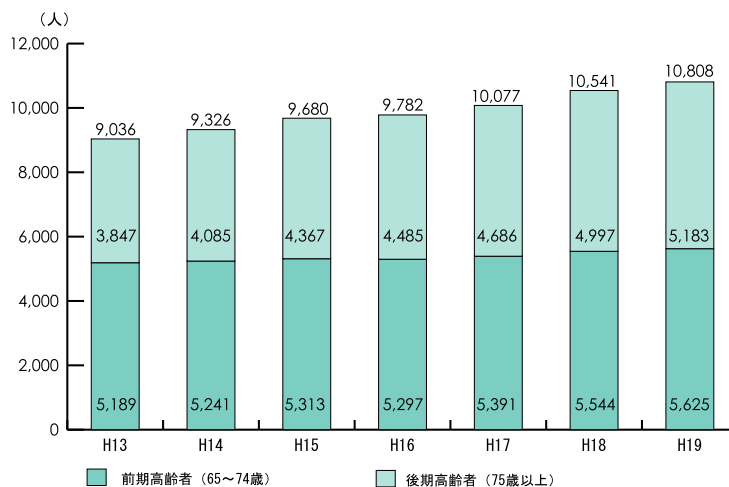
や「高齢者の単身世帯」などの要援護世帯の増加が見込まれるため、高齢福祉のサービスと介護保険サービス双方の充実と質的向上を図っていかねばなりません。

特に、住み慣れた地域で、より充実した介護サービスを受けるための地域密着型サービスの整備を図っていく必要があります。

「市介護保険事業計画」では、地域包括支援センターを生活圏域毎に1箇所整備することが計画されています。今後、地域包括支援センターを段階的に整備していくため、計画的に早い時期から専門的職員を確保する必要があります。

さらには、核家族化の進行に伴い地域での見守りがますます重要性を増していることから、地域住民はもとより健康な高齢者自身が地域福祉の担い手としての役割を持つことにより、地域で要援護者を支えていくセーフティネット※を構築していくことが重要です。

● 高齢者人口の推移



資料：介護福祉課

※高齢社会：65歳以上の高齢者が人口に占める割合によって、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会の3段階で呼ばれている。高齢化社会：（高齢化率7%～14%未満）、高齢社会：（高齢化率14%～21%未満）、超高齢社会：（高齢化率21%以上）。

※地域包括支援センター：介護保険法（平成18年4月改正後）において、保険給付（予防給付）のうち介護予防支援・地域支援事業のうち包括的支援事業を各日常生活圏域で行う機関。

※セーフティネット：病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策。

施策の目標

■見守りサービスチーム数

高齢者が24時間安心して生活できるように、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなどの多様な見守りサービスチーム数の増加を目指す。(各小学校学区単位で12チーム)。

0チーム



12チーム

■地域密着型サービス※事業所数（指定）

小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所などの整備を目指す。

8箇所



12箇所

個別施策

1. 生きがいづくりの推進《4501》

- ・行政をはじめとする保健、医療、福祉などの関係機関と相互に連携し、高齢者が介護を必要とする状態に陥らずに、健康でいきいきとした生活続けることができるように、生涯学習、ボランティア、就労などをはじめとした様々な社会参加を支援します。

2. 高齢者福祉サービス事業の充実《4502》

- ・高齢者ができるだけ長く健康で暮らせるよう健康づくりへの取り組みを強化するとともに、住みながら地域での生活を続けられるよう緊急通報システム装置の設置や配食サービスなど的高齢福祉サービス事業の充実に努めます。

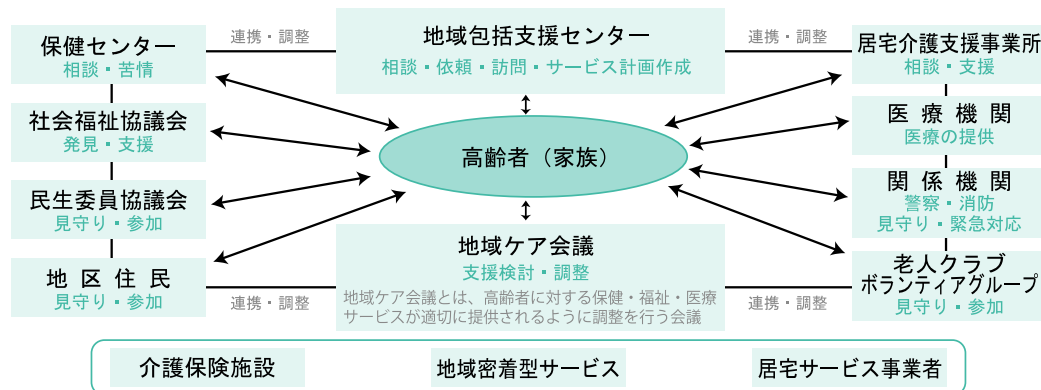
3. 介護予防・地域ケアの推進《4503》

- ・高齢者の総合相談窓口、権利擁護、介護予防支援を行う地域包括支援センターの充実強化に努めます。
- ・介護予防知識の普及・啓発に努めるとともに、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた介護予防対策を推進します。

4. 介護サービスの充実《4504》

- ・在宅の生活を支える重要なサービスである居宅サービス※については、真に必要なサービスを適正かつ安全に受けることができるように努めます。
- ・要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス事業所を整備し、事業所の適正な選定及びきめ細やかな指導・監査に取り組みます。
- ・介護支援専門員などとの連携により、施設サービスを円滑に受けることができるよう、施設の内容や空き情報などの情報提供に努めます。

●高齢者支援ネットワークのイメージ



※地域密着型サービス：認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするための新しいサービス体系。

※居宅サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活など在宅で受けられるサービス。

4
ぬくもりにあふれる
健やかなまち

基本方針

障がいのある人もない人も、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」※の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

また、すべての障がい者が家庭や地域の中で自立して生活できるよう、公平なサービスの提供体制を確立します。

現況と課題

今日、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域の中で共に暮らし、生活できる社会の形成が求められています。障害福祉サービスについては身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい別の縦割りのため、サービスの事業体系が分かりにくく、精神障がい者に対するサービスが支援費制度の対象になっていなかったためサービスの格差がありました。

このような状況を受けて、総合的なサービスの提供と地域における障がい者の自立を目指し、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

本市における障がい者は年々増加傾向にあり、その多くは就労を希望しながらも様々な状況により就労に至らないことが多く、また、スポーツ活動、文化活動、市民行事などの社会活動や社会参加の場・機会を求めています、そ

の機会は必ずしも十分とは言えません。

加えて、知的障がい者が精神障害も併発するなど重複障がいも増えています。さらに、本市2ヶ所の作業所は既に定員に達し、今後、通所を希望する障がい者の受入れは困難となっており、今後の対策を検討する必要があります。

このような状況の中、本市では地域活動支援センターⅢ型※による障がい者の自立支援を行うとともに、平成18年度より障がい者手帳診断書作成料補助や難病患者への福祉見舞金の支給を実施しています。

今後は、受入れ可能な福祉作業所の整備を推進するとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援・地域生活支援事業を計画的に提供するための「市障がい福祉計画」に基づき、障害の程度や個々のニーズに応じた更なる福祉サービスの充実を目指していくことが求められています。

●障がい者数の推移

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
身体障がい者	1,285	1,363	1,374	1,501	1,579
知的障がい者	202	218	228	237	245
精神障がい者	51	59	76	103	108
合 計	1,538	1,640	1,678	1,841	1,932

資料：社会福祉課

※ノーマライゼーション：障がいのあるかたを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

※地域活動支援センターⅢ型：市町村が計画・実施する地域生活支援事業の一環として行われる事業で小規模作業所の多くの移行先となる。

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■ 地域活動支援センター設置箇所数 新たな地域活動支援センターⅢ型の開設を目指す。	2 箇所	3 箇所
■ 一般就労者数 地域活動支援センターから一般の職場への就労の確保を目指す。 (累計値)	1 人	5 人

個別施策

1. 地域における障がい者の就労支援《4601》

- ・既存の地域活動支援センター（つばさ作業所、かなな作業所）が定員に達し、受入れが困難な状況であることから、新たな受入れ態勢の整備に努めます。
- ・障がい者の社会的自立のため、就労意欲を高めるよう技術援助及び指導に努めます。

2. 地域生活支援事業の充実《4602》

- ・障害福祉サービスや相談支援・地域生活支援事業を計画的に提供するため、「市障がい福祉計画」に基づき、障がいの程度や個々のニーズに応じた更なる福祉サービスの充実に努めます。
- ・日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター機能強化や日中一時支援、更生訓練費支給、自動車運転免許取得、自動車改造助成などの地域生活支援事業を実施します。
- ・障がい者などの一人ひとりの悩みや要望に対応できる相談支援体制を確立します。

3. 助成制度の充実《4603》

- ・難病患者に対しては、難病患者福祉見舞金を支給し、難病患者とその家族への支援を行うとともに、制度の周知に努めます。
- ・身体障がい者、精神障がい者手帳など、交付申請に必要な医師の診断書の料金への補助など、障がい者の負担の軽減を図ります。

4
ぬくもりにあふれる
健やかなまち



基本方針

市民が様々なライフステージにおいて安心して生活ができるよう、国民健康保険や介護保険、医療給付などの安定した運営と制度の適正化及び啓発を図り、社会保障の充実に努めます。

また、国民年金については、年金制度について周知、啓発を行います。

現況と課題

現在の国民健康保険制度は、無職者や低所得が多いという制度の構造的問題を抱えています。さらに、高齢化が進行する中で、医療技術の高度化、疾病構造の変化や多受診などが進み、医療費は増加する傾向にあります。

さらに、社会経済の低迷により保険税収入が伸び悩んでおり、国民健康保険財政は、大幅な赤字体質になるなど、制度の総合的な改革が必要となっています。

このため、国においては将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築することを目的に、医療制度改革を進めています。

今後は、制度改正などに適切に対応しながら、国民健康保険制度の周知などを図るとともに、国民健康保険財政の健全運営や、疾病予防事業の推進、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

介護保険は、介護を公的な社会保険で賄うことを目的に平成12年に制度化されました。介護保険は、高齢者の生活安定を図る上で、とても重要な社会保障の一つです。

現在、本市では、高齢者が健康でいきいきとした生活をできるだけ長く続けられるよう地域での支え合いの仕組みづくりなどを重点的に推進しています。

そのような中で、介護保険制度は、居宅・施設サービスを提供するばかりでなく、介護予防重視型システムへの転換を図っています。

要介護者などの推計人口を見ると、平成20年度には1,509人、以後増加傾向をたどり、平成24年には2,136人になると予想されています。認定者数が増加すれば、介護保険料も増加

するため、急激に介護保険料が増加しないよう、安定した介護保険料を確保していく必要があります。

また、できるだけ在宅で生活が送れるよう、介護サービスの適正な給付や質の向上、低所得者世帯への支援なども重要な課題です。

さらには、要介護状態にならないよう、地域支援事業や生活機能評価^{*}と介護予防事業の取り組みが不可欠です。

医療福祉費支給制度は、妊産婦、乳児、幼児、未就学児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がいを対象に医療費の負担軽減を図る施策であり、平成18年4月には、乳児、幼児を対象に所得制限を廃止して実施しています。平成18年7月より公費負担番号を導入し、受給者の利便性向上、医療機関の請求事務の効率化、市窓口事務の効率化を図っています。

また、平成20年4月には、「老人保健制度」が廃止され、「後期高齢者医療制度」が創設されます。この制度には、茨城県のすべての市町村が加入し、「県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者の医療保険制度を運営することになります。

国民年金は、全国民を対象に老齢、障がい、死亡に関して必要な給付を行うことを目的とする制度です。少子・高齢化が進む中、年金制度への不安などを原因として保険料の未納者が増加傾向にあることから、関係機関と連携を図り、年金制度の意義や役割について周知し、市民の理解を深める必要があります。

^{*}生活機能評価：生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握するため、65歳以上の者を対象に、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施するもの。

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■特定健康診査[※]の実施率（国民健康保険） 疾病の早期治療を実現するため、特定健診の実施率の向上を目指す。（厚生労働省の基準による）	—	▶ 65%
■保健指導の実施率 疾病予防や早期治療を実現するため、保健指導の実施率の向上を目指す。（厚生労働省の基準による）	—	▶ 45%

個別施策

1. 国民健康保険事業の安定運営《4701》

- ・制度改正などに適切に対応するとともに、制度への理解が深まるよう周知に努めます。
- ・徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めるとともに、保険税の適正賦課に努めます。
- ・医療費支出の適正化に向けたレセプト点検[※]などの充実を図るとともに、多受診・重複受診世帯に対しては、保健師による保健指導を実施し、医療費の適正化に努めます。

2. 特定健康診査と疾病予防《4702》

- ・メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健康診査を実施します。
- ・特定健康診査に基づき、要保健指導対象者に対し、適切な保健指導に努めます。

3. 介護保険制度の適正な運用《4703》

- ・適正で効果的なサービスを要支援者・要介護者に提供するため、介護保険制度を周知し、制度の理解を高めます。
- ・高齢者の寝たきりや認知症の「予防」に努めることにより、給付額の増加を抑制します。
- ・介護保険の財政の健全化を図り、本市の介護保険制度の適正な維持に努めます。
- ・安定した介護保険サービスの提供と、個々の要介護者に適したサービスを提供するため、各サービス提供事業所の指導などを行い、公正・円滑な運営に努めます。
- ・介護認定については、正確かつ公正な要介護認定調査を行います。

4. 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進《4704》

- ・医療福祉制度受給者の福祉の向上を図るため、広報紙などを活用した制度の周知徹底や受給対象者の把握など適正な運用に努めます。
- ・後期高齢者医療制度の周知と利用者の利便性の向上に努めます。

5. 国民年金制度の周知《4705》

- ・市民が安心して老後を過ごすことができるよう、市広報紙などにより国民年金制度全般の周知と啓発に努めます。

※レセプト点検：診療報酬明細書の点検。過誤請求を発見し、医療費の適正化を図るもの。

※特定健康診査：メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診で、国民健康保険をはじめ、すべての医療保険で実施が義務付けられた。特定健診では、腹囲測定などの項目を加えメタボリックシンドロームの該当者や予備軍の発見を重視し、生活習慣を見直していくことを目的としている。

